

○令和7年度公示第12号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び愛媛県漁業調整規則（令和2年愛媛県規則第57号）第4条第1項に掲げる漁業につき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 制限措置

別記1及び別記2のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

周年（令和8年2月10日から令和9年3月31日まで）

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和8年4月1日、許可の日又は令和8年度に係る漁業時期の初日のいずれか遅い日から、令和8年度に係る漁業時期の末日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、別に定めるところにより条件を付けるものとする。